

1. 議 事 日 程（7日目）

（令和2年那智勝浦町議会第1回定例会）

令和2年3月23日

9時33分 開 議

於 議 場

日程第1	議案第31号	令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）	296
日程第2	議案第29号	町道の路線認定について（総務経済常任委員会審査報告）	309
日程第3	議案第30号	町道の路線認定について（総務経済常任委員会審査報告）	309
日程第4	意見書第1号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）	310
日程第5	委員会所管事務調査継続調査要求		311
日程第6	閉会中の継続調査要求		311

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	城本和男	2番	東信介
3番	曾根和仁	4番	荒尾典男
5番	藤社和美	6番	金嶋弘幸
7番	引地稔治	8番	左近誠
9番	加藤康高	10番	中岩和子
11番	森本隆夫	12番	亀井二三男

3. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町長	堀順一郎	副町長	矢熊義人
教育長	岡田秀洋	消防長	湯川辰也
総務課長	塩崎圭祐	教育次長	寺本尚史
会計管理者	西真宏	病院事務長	下康之
税務課長	三隅祐治	住民課長	田中逸雄
福祉課長	榎本直子	観光企画課長	吉田明弘
農林水産課長	在仲靖二	建設課長	楠本定
水道課長	村上茂	総務課副課長	仲紀彦

4. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	網野宏行
事務局主任	青木徳之
事務局副主査	北郡克至

~~~~~ ○ ~~~~~

[4番荒尾典男議長席に着く]

○議長（荒尾典男君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申し出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

再開に先立ち傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しましては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時33分 開議

○議長（荒尾典男君） ただいまから再開します。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 先日の城本議員の一般質問の中で、公の施設の取り扱いについての御質問がございました。その点について御説明させていただきます。

3月18日、町長の指示によりまして、副町長から太地町副町長宛てに電話連絡をいたしているところでございます。この御指摘の事項につきましては、現在協議中であることとございまして、追って詳細について御報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第31号 令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）

○議長（荒尾典男君） 日程第1、議案第31号令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） 議案第31号令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案第31号令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,711万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億1,611万1,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款11地方交付税、歳入合計で補正前の額87億1,900万円に9,711万1,000円を追加し、計で88億1,611万1,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款6商工費、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1総括として、このページの歳入と次の5ページの歳出について、それぞれ9,711万1,000円の増額をお願いしてございます。

5ページ、歳出の補正額の財源内訳でございますが、一般財源9,711万1,000円の増額となっております。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、補正額は9,711万1,000円の追加で計30億9,711万1,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済の落ち込みに対する早期の緊急対策と、終息後に時機を逸することなく対策を講じるための補正でございます。

款6商工費、項1商工費、目2商工振興費4,854万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。この増額補正につきましては、町全体が疲弊していることによる緊急の対策として、町内で購買ができる町独自発行の商品券を町民1人当たり3,000円分配布し、所得損失を受けた方々を支援するとともに、町内小規模事業者等での飲食や購買を促し、地元経済を活性化させる緊急の対策でございます。節10需用費18万4,000円につきましては、住民向け引きかえ券はがき及び封筒作成に係る費用でございます。節11役務費47万4,000円につきましては、郵便料金でございます。節12委託料88万5,000円につきましては、町内に11カ所ある郵便局で商品券を交付していただくための委託料でございます。節18負担金、補助及び交付金4,700万円につきましては、商品券作成、換金等の事務を行っていただく南紀くろしお商工会に対する補助金でございます。4,700万円のうち4,500万円は商品券代金で、200万円につきましては商品券作成代金及び口座振替手数料等の費用でございます。

次に、項2観光費、目2観光振興費4,856万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。この増額補正につきましては、感染の終息後に行う観光誘客対策でございます。

対策といたしましては2つございます。まず1つ目といたしましては、団体客の誘客を促すための大型バスへの来訪に対し、1台当たり5万円の定額補助を行うものでございます。もう一つは、宿泊者1組につき3,000円分の宿泊クーポンと町内で購買できる2,000円分の商品券を

贈呈し、誘客と地元商店街での購買促進を図るものでございます。この2つの対策によって2万人の誘客を見込んでいるところでございます。

節18負担金、補助及び交付金4,856万8,000円につきましては、先ほど説明いたしました2つの対策を実施していただく設立予定の那智勝浦観光機構に対する補助金でございます。大型バスに対する助成事業といたしましては1台当たり5万円を200台に助成し、バス1台当たり40人と想定し8,000人の誘客を見込んでいるところでございます。なお、本事業に係る費用といたしましては、振込手数料を含め1,019万6,000円の費用を想定してございます。宿泊クーポンと商品券による誘客対策といたしましては、複数の宿泊予約サイトから予約された方1組につき宿泊クーポン3,000円分と町内で購入できる商品券2,000円分の計5,000円分を6,000組に配布し、1組当たり2名と想定し1万2,000人の誘客を見込んでいるところでございます。なお、宿泊クーポンと商品券による誘客事業に係る費用といたしましては、商品券作成、換金等に係る費用として1,344万2,000円、宿泊クーポン助成等に係る費用として2,493万円、計3,837万2,000円の費用を想定してございます。

なお、ただいま説明いたしました観光誘客対策につきましては、感染の終息後に時機を逸することなく対応してまいりたいと考えているところでございます。また、国の対策等に注視しながら柔軟に対応してまいりたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済対策に係る補正予算の説明については以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） この追加議案に対しまして、きょうこの場で今観光課長が説明されました。私どもも、それが初めてです。それから、この議案を見るのもきょう初めてということで、中身を精査するいとまもなく、こういった形で出されております。それですので、ちょっと基本的なことというか、そういうところで二、三、質問させていただきます。

これ、我が町におきましては財政の厳しい折、まあ予想だにできなかった事態に対しまして、コロナウイルスですね、早急な多額な補正を町長が組まれたということに対しては、勇断されたことに対しては驚いているところでございます。町長も町政報告の中で、このコロナウイルス対策にも触れております。その中で、終息時期も不明な中でありまして、住民生活と地域経済への影響を最小限にするために取り組みますということを申されております。それについては、私どももこの予算に対してはどうかのこのというつもりではございません。やはり町内一円、町民一円に対して公平公正な予算の執行というのが私は基本だということでありまして、その点につきましては、商工振興費の中で3,000円の商品券ということでありまして、これは商工会へ持っていくということですが、恐らく町民全体に対しての1人当たりの3,000円ということで私は理解しております。

そういった中で、やはり今後、和歌山県というか全国でもいち早くこういった予算が本町で組まれるということでは非常に効果もあるとは思いますが、今の国の状況といいますと、

国は税の減免とか現金を渡すとかというようなことを言っておられますけども、確かなものが今決まっておられません。そういった中で、今の時点で町長がこういう補正予算を出されたというところについて、相当な決意があったなと思います。

それから、旅行関係につきましては、今課長申されました観光機構が主となってやるということでもあります。この観光機構につきましては、DMOが成功するか否かの本当に大きな問題があると思います。そういった関係で、この執行について改めて、もし国がそういった同じ施策をやってきた場合はどうなるのか、そういったこともちょっとお聞きしたいと思います。

それから、この議案に関係ないといえば関係ないですけど、経済対策の中で一つ、私もまだまだ気になる場合がございます。税務課長にお伺いします。

国では固定資産税とか税の軽減とかいろいろ言われてます。町の固定資産税、恐らく4期に分かれて納入していると思うんですけども、その納期はいつになるか教えてください。

○議長（荒尾典男君） 1番城本君。

○1番（城本和男君） 予算のほうを配付していただいたんですけど、この負担金が4,800万円もあるんですけども、明細がわかりづらいですね。今説明受けたんですけども、DMOにしる観光協会の補助金にしる、この補助金の内容の明細資料あったんですけども、明らかに今の質疑を見てましても質疑がしづらいような状態です。この資料を配付いただけませんか。

○議長（荒尾典男君） ちょっと待ってくださいね。先ほどの質疑に対する答弁だけ先に、固定資産税のやつだけ先にします。

税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） 固定資産税の納期についての御質問でございます。

固定資産税の納期は、町税条例で第1期5月31日まで、第2期7月31日まで、第3期12月25日まで、第4期翌年2月末日までと定められています。

なお、令和2年度の固定資産税の納期限は、休日がかかることから、第1期は令和2年6月1日月曜日、第4期は令和3年3月1日月曜日となります。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時48分 休憩

10時02分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） 済みません、今内容がわからなんだもんで、ちぐはぐな質問になってしまいました。要するに、この商工費の中の商工振興費と観光振興費の補助の流れをもう一遍ちょっと説明してもらえませんか。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） お答えいたします。

まず、商工振興費のほうでございますけれども、緊急の経済対策といたしまして、全町民に町内の小規模事業者の店舗等で使用できる商品券を1人当たり3,000円配布いたします。商品券配布事業のスケジュールなんですけれども、まだ確定していないところもございますが、4月6日の回覧で詳細な事業の説明をさせていただきます。4月20日の週に世帯ごとに引きかえはがきを郵送させていただきます。それで、遅くとも5月1日から引きかえはがきを町内の11の郵便局に持参していただきまして、商品券と引きかえていただく形になります。使用期間といたしましては、7月末までの間で使用していただければと考えているところでございます。引きかえにつきましては、先ほど申し上げたとおり、遅くとも5月1日から5月いっぱいまでのおおむね1カ月を予定してございます。

それと、小規模事業者の換金につきましては、南紀くろしお商工会で換金手続を行っていただければと考えております。この換金期間につきましては、現時点ではございますけれども、9月末までに行っていただければと考えているところでございます。

次に、観光振興費の観光誘客対策についてでございます。

この観光振興費の事業といたしまして、2つ事業がございます。

まず、観光バス助成事業についてでございますが、まず大型バスの定義ということで、1台当たり20名以上で本町での宿泊というのを必須の条件といたしまして、ツアーを造成されたエージェントやバス会社に対してバス1台当たり5万円を補助するものでございます。以前、観光協会のほうでバス助成事業というのをやっております、その実績から申し上げますと、バス1台につき40名以上の方が参加されているということでありますので、この対策によって8,000人の誘客というの見込んでいるところでございます。

もう一つの宿泊クーポンと旅行者用の商品券配布事業につきましては、複数のオンライン旅行会社のサイトを利用して予約された方に先着6,000組、1組につき宿泊クーポン3,000円分と本町の小規模事業者の店舗等で利用できる商品券2,000円分を贈呈するものでございます。これにつきましては1万2,000人、この対策によって1万2,000人の誘客と町なかの経済の活性化を見込んでいるところでございます。この宿泊クーポンの配布期間についてはおおむね2カ月、商品券の期限につきましては6カ月を想定してございます。

済みません、先ほどの観光バス、大型バスの助成事業につきましては、期間といたしましては終息後3カ月の間で来ていただけるツアーを造成していただけるエージェントに対する補助でございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） 今大体の流れは理解できました。町長も、この以前各一般質問の中で皆さん方が質問しておられましたけれども、町長のほうへ陳情書ということで4団体の方が連名でなされてます。この中でも3団体は観光事業にかかわる方、まあ1つの団体は商工の関係ということであります。今聞きますと町民全体にはがきで通知するというような形で、恐らくそ

ういった波及効果が出てくると思います。

そういった中で、これも後々国の事業が出てきます。そういったことも踏まえて私が先ほど税務課長にお聞きしたのは、まず5月、7月、12月、また翌年の2月というこの固定資産税の納期がございますわね、4回。それを今現在の経済がどえらい落ち込んでいる中で、5月の固定資産税払えといっても持ち金がないというような状況も出てくると思います。できればこの5月、7月の末の納期を、まあ終息がいつかわかりませんが、例えば早くなった場合、夏の8月の夏休みのときに皆お客さんが来ると思うんで、8月いっぱいまで納期を猶予をしてあげられないか、それをお聞きします。そのためには税法でいったらほかの、そのためには延滞金とかそういったものも出てくるとは思いますけども、そういったものを含めてそういった猶予、ないし延滞金の減免とか、そういったのが考えられないか、その点をお聞きします。

○議長（荒尾典男君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） お答えします。

税の猶予についての御質問でございますが、徴収の猶予制度というのが地方税法、町条例で定められてございます。徴収猶予とは納税者等に災害、疾病、事業の休廃止、事業における著しい損失等、納税を困難とさせる法定の事由が発生した場合には、地方税法第15条の規定により、その申請に基づき徴収の猶予をすることができることとされているものです。これにつきましては、事由によって町税を納期限までに納付できないときは、申請により1年以内の期間に限り徴収を猶予することができるものでございます。徴収猶予に係る徴収金の納付または納入につきましては、地方税法、町税条例により猶予する期間内において当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況、その他の事情から見て合理的かつ妥当なものに分割して納付し、または納入させることとすることとなっております。なお、猶予期間中の延滞金は、地方税法第15条の9、地方税法附則第3条の2により全額もしくは特例基準割合、現在の率ですと年1.6%を超える分が免除されることとなっております。そのようなことでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） 税法どうこうって条文読むんやなしに、この町でそういった形で猶予ができるのか、できないのか。今、言うたら税法ではできる、理由があればできる、申請したらできるというような形で、また延滞金もそういった形の中でできる、そういったものをはっきりわかりやすく。税法何条ではなしに、猶予はできますよか、できませんよと言うのか、それとも延滞金は免除できませんよと言うのか、いただきますよと言うのか、それだけはっきりしてください。

それから、最後に町長、これだけの、私も正直言ったら予想は3,000万円から4,000万円のお金かなとは思っておったんですけど、約1億円という大きな補正を組まれました。昨年度の当初予算では約80億円ほど、今回87億円ほどの大きな額で当初予算を組まれてます。これにまた1億円ほどのこの補正予算となると、もうほとんど次の補正予算を計上する金額なくなってくるんやないかなというぐらいの額でございます。これほんまに町長がそれだけの決断をしたと

ということに對しまして、町長から、こういった形の中での思いをまたお聞かせください。それと今の税法について、税務課長の答弁はいいから、町長から、もしよければお話しください。

○議長（荒尾典男君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 議員から御指摘ございました新型コロナウイルスの感染症に対する経済対策でございます。

皆さん御存じのように、このコロナウイルスの関係で全世界、日本全国、本当に経済的な疲弊が広がっております。今現在、国のほうでも緊急の経済対策を検討されてまして、令和元年度の予備費、あるいは令和2年度で大型の補正を組んでいくというふうな方針が示されているところでございます。

しかしながら、やはり那智勝浦町におきましては特に観光客のキャンセルであったり地元の方々の出控えによりまして、ホテル、宿泊業はもちろんなんですが、小規模事業者が本当に大変な思いでいらっしゃるというようなことを聞いてございます。そういう意味では経済的というか財政的には大変厳しい中ではございますが、約1億円弱の補正を組ませていただいて、1つは早急な現在の緊急対策と、あと終息後にすぐに誘客ができる、そういう対策を2本柱で考えたところでございます。

詳細は今課長のほうから御説明がありましたが、やはり1つは緊急の対策につきましては、まず経済的に落ち込んでいる中で所得が減少された方へ商品券をお配りをしまして、その商品券を地元の小規模事業者で使ってもらう、そういうことによって小規模事業者についても少しは、本当に少しだと思えますけれども、救済につながるのではないかなというふうに考えてございます。

もう一つは、終息がまだまだ見えてはございません。本当にいつ終息宣言が出るのかなというようにそこがございまして、ただ終息したときには那智勝浦町にぜひ行ってみたい、これだったら行こうというふうな対策が必要ではないかなということで、詳細は課長申し上げましたように、特に宿泊でおきましたら大型のバスでいらっしゃる団体客が激減していると、そんなことから一つはバス対策。それと、宿泊と、それと地元の小規模事業者に収益が上がるような仕組みで旅行クーポン券と地元の商品券をお配りをして、勝浦に来ていただいて町なかを歩いていただいて消費をしていただくと、そういったことの大きい2つの2本柱で考えたところでございます。特に旅行商品券とクーポン券につきましては、できる限り来られた方の情報を収集していきたいと思っております。これは何かと言いましたら、今後のマーケティングプロモーションをするに当たって、どういう傾向でどの辺から来られたかっていうふうなこともつかみたいとも考えてございます。それはこの3月の末に設立します那智勝浦観光機構、これは仮称ですが、いわゆるDMOですね、そちらで事務をして情報収集をしていきたいというふうに考えてございます。

国の動向を見ながらということではございますが、本当に県や国もいろんな大型の補正を組みながら施策を組まれると思います。今考えているものがベストなのかというと、国の対策とあわせて、いろんな合わせわざをするかもしれません。そういったことで国や県の動向を見なが



ら検討してまいりたいと考えているところです。

固定資産税等の納税の困難な方々への対応についてということで、3月18日付で総務省の自治税務局長のほうから文書が出てございまして、これは納税の猶予ができるという規定を再度、今の情報を鑑みながら著しく損失を受けたと認める場合は可能ですっていうふうな文書は来てございます。これにつきましても国全体でどうするかという論議もありますので、国や県の動向を見ながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。

今回、本来であれば令和元年の補正で対応すべきかと思ったんですが、先般もちょっと申し上げたように令和2年度っていうのはなぜしたかといいましたら、やはり国の特別交付税とかその対象になる可能性がございまして、できれば令和元年ではなくて、そういった意味で令和2年に補正を組ませていただいたところでございます。

大きく2本柱なんですけど、一つは地元の方々の緊急対策、将来に向けた誘客なんですけど、何しろ終息が見えないというところはいかんともしがたいところはございますが、少なくとも緊急の対策のほうで町民の皆さん方に少しでも安心感をお持ちいただけたらなというふうな思いで補正を組んだところでございます。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） ちょっともう一回、確認だけお願いします。

那智勝浦町自体のこの執行に対しては、執行と私も理解します。ただ今町長が言われました国の施策、いろいろ今話が聞かれます。那智勝浦町の予算執行権のある首長として、ぜひとも今後終息に向かって、まずにも国、県へそういったものを要望を強くしていただきたい、そのように思いますが、いかがですか。

○議長（荒尾典男君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 済みません、申しそびれました。当然国や県に対しても強力に要望といえますか、実情を訴えてまいりたいと考えてございます。

それともう一点、終息後すぐという対策のほうでいきましたら、この大型バスの補助金とクーポンと商品券っていうのを持って今すぐにでもPRできる、そういう意味では新たなお客さんを開拓するためのPRのツールになるんじゃないかなと思っておりますので、これは那智勝浦観光機構のほうを持ち歩いてPRに行くと思うんですが、それにおいてもやっぱり終息がいつかっていうようなことを見ながら活動なりをしてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 1番城本君。

○1番（城本和男君） 町民の要望に対する町長の早急なる対応と、それから英断もまことに敬意を表します。

本町の緊急経済対策、町長と私も同意見でありまして、これは応援させていただきたいと思っております。ほかの議員の皆さんも同じなんですけども、審議の上で予算を可決するというのが使命になっておりますので、どうか御容赦をお願いします。

1点目なんですけども、先ほども出ておりましたが、町独自の施策なのかどうか。国も同じような施策を同時に考えているわけなんです。全く同じようなクーポン商品券であったり、終息した後観光を盛り上げるためのキャンペーンを行いたいというふうなことを言ってるんですが、今のお話を聞かせていただきますと、これは町独自の施策であって、国の施策はまた出てきますので、二重にやるということで理解してよいのでしょうか。

それと、先ほどもちょっとお話ありましたが、終息したときに行く、それまでもそれをツールとして活用するというお話がありましたが、この終息の時期、まあ聞いてもお返事は誰もが難しい話だと。まあいつごろを考えてるのか。といいますのは、国も施策を終息後と言ってるんですね。この終息後であれば、国の動向に沿いながら、同じような国の事業とさらにプラスアルファの町の事業、そういうふうな考え方ができないのかなと。国の動向に沿って施策を行うというのが県にとっても市町村にとってもこれは鉄則だと思うんですけども、今の補正の時期が適切なのかどうかです、その点についてお伺いしたいと思います。よろしく。

○議長（荒尾典男君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 経済対策の国との関係でございます。

国のほうでいろいろ論議されてまして、明確に何をするかっていうことはまだ示されてございません。テレビ等で商品券ですとか現金を配るっていう、いろんなうわさという言い方がいいんかどうかわかりませんが、議論の最中でございますので、今回のその緊急の関係につきましては町独自と考えてございます。もし同じような国の施策があるのであれば、当然それは国の施策として上積みをしていくということなんです、多分私どもより早く国が決定することはないかなと考えてございます。

あと、終息後につきましても、国が終息後に何をするか、ちょっと私どもつかみ切れてございません。特に観光対策についてはつかみ切れてございません。ただ、この大型バスの補助金とかっていうのは、国は多分そういう考え方はないかなと思ってます。観光の、よく地震とかであると1万円のクーポンを国が用意するか、そういうことはございますが、それはないと思いますので、この件につきましても町独自でございます。

ただ、終息が全然わからない中で、町独自で終息前に動くというのは、世界的にパンデミックが広がっている中で、あるいはクラスターが発生しないというようなことを考えるとなかなかちょっと難しい問題もあるんですが、この連休でも多くの方、お客さんにお越しいただきましたので、その様子を見ながら、やっぱり国の動向を見ながら専門家の意見も聞きながら対策をしないと、幾ら経済が優先といってもちょっと難しいところがあるかなと思います。

ですから、ちょっと答えがぐちゃぐちゃになりましたが、今回の緊急対策については町独自でございます。国が出てくれば、国は国のもので当然やっていきます。多分先にやると思います。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 1番城本君。

○1番（城本和男君） これは町の施策で、国の施策が出てくればまたそれもやるということで理解します。

やはり懸念されるのは、この財源の問題なんですね。この間も地方交付税、決算額が32億円何がしのところで30億円も予算を入れてある、それに対して1億円またプラスで、これ自分の財源ですね、税金じゃないですけども、国からいただいたお金なんですけども、それを入れていくわけですね。これ町長もおっしゃられてましたが、経済再生相のお話でも感染が終息した後で改めて消費や投資を喚起する対策を行うというふうにしておりまして、その中にはやはり町長もおっしゃられてましたが感染が終息した後、地域の地方観光を盛り上げる大キャンペーンをやると。それから、国は方針を出して、こういうことをする市町村に対しては交付金を出すよというふうなことをやると思うんですね。これは全く私たち、今町長がおっしゃられてるキャンペーンの内容と同じですよ、観光を盛り上げるための大キャンペーン。それから後には、与党の政調会長のお話もきのうありましたけども、やはり現金納付を初めとしたという意味合いの政策はありますが、クーポン商品券などさまざまな形、これも全くうちの考えていることと同じですよ。

私、以前に苦労したのが地方創生総合戦略なんかのときに国の施策が出されたときに、その交付金をもらって町の事業をしようとするんですが、先に予算化してしまってるがために、国の方針にのっとって事業を進めてないということで、この交付金をもらえなかった経緯があるわけですね。今回これ大丈夫なのかなと。町長は先ほど、特別交付金の対象となるかもしれないというふうなことをおっしゃっておられましたが、そのお話というのはあるのでしょうか。国からの通知、こういう施策を今後予定しているから、それに沿った事業をやっていただいたら交付金がありますよみたいな、そういう通知が今あるのかどうか、その点お伺いしたいと思います。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 今回の対策に関しましての交付金なり特別交付税の措置ということでございます。

今のところ、現状では国から何らかの措置をするというようなことの通知はございません。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 1番城本君。

○1番（城本和男君） 今のところ財源の手当が、めどがないわけですよ。町の有益に使うべき、これから9月の補正なんかも考えられるんですけども、有益に使うべき留保財源をこれにそのまま出してしまって、後から国の交付金が出るということが本当になのかどうか、それだけが危惧されます。そのあたり、町長、考えはいかがでしょうか。

○議長（荒尾典男君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 国の考え方は、まだちょっとよくわかりません。経済対策もどうするかというのは決定してございませんので何とも言いがたいところはございますが、できるだけ交付税の対象になるようなというふうなことで国や県にもお話をしていきたいと思っております。本

当に今緊急でする必要があると考えてございますので、交付税があるから、ないからということではない、そのぐらいの緊急事態ではないかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

質疑を終結することに御異議ありませんか。

7番引地君。

○7番（引地稔治君） 済みません、単純な質問なんですけど、公平性かなということに考えては1点だけちょっと気になるんですけどね。

観光バス助成の事業なんですけど、これ大型バス、ほんで20名以上の旅行者と聞いたんですけど、そうすると大型宿泊施設の人には当てはまるでしょうが、小さな宿泊施設の人には当てはまらないかなというので、ちょっと公平性っていうことに関して問題はなかったのかなっていうのがありましてね。ここの点だけ、1点だけ、ここだけ気になるので。問題なかったらいんですけど。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） お答えいたします。

大型バス助成金の対象に小規模宿泊所が入ってないということに関してでございますけども、このバス対策とあわせて宿泊クーポンなり商品券の配布という事業を行いますので、そちらについては当然小規模の宿泊施設も該当してくることになりますので、問題ないのではないかなというふうには考えているところでございます。多少のやはり大型旅館というか宿泊施設に優遇しているところはもしかしたらあるのかもしれないですけども、小規模事業者に対しては宿泊クーポンと商品券のほうで対応できているのではないかなと考えているところでございますので、今回の施策についてはこの対策で問題ないのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 7番引地君。

○7番（引地稔治君） いや、確かに今課長おっしゃったとおり、下の段2つは小規模なところにも当てはまる、ほんで上のものに関しては何の公平性はあるんやけどね、ただここだけ1点がどうしても、そういう町内から、宿泊施設の持っているところから何の苦情もなかったらいいんですけどね、ただ小規模のところにはちょっと当てはまらないかなという点が気になった、今課長もおっしゃっていたとおりだと思うんですけどね。何か、ここは問題ないかな。小規模なところからこれに対してクレームなかったらいいんですけどね。今の課長の答弁でも、多少の不公平感はあるような感じに思っているっていうのがありましたのでね、ちょっとここだけが気になったもんですから聞かせてもろうただけの話なんですよ。

ほんで、大型バスで来てくれるのはありがたいんですけど、町内全体で考えたらですね。ただ、今旅行のニーズ、マイカーで来るのがほとんどになってあるんちゃうかな。前回、経済の委員会に入ったとき、そういうマイカーの宿泊者とか旅行者が多いっていうのを聞いたもんで

すからね。ただ、この観光バス助成事業、ここ1点だけが多少、多少ですよ、気になったもの  
ですからね。結構ですけどね。多少はあるってことやろ。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） バスの助成事業につきましては、条件といたしまして20名以上の  
旅行者で本町に宿泊していただけるっていうツアーを造成していただけることが必須条件にし  
ているところでございます。これで20名以上ということになりますと、規模にもよるかとは思  
いますけど、民宿さんでも対応できるのかなと思っておりますので、本当に本来であれば全て  
の宿泊所で使えばいいですけども、ある程度団体旅行客っていうところのニーズを取り込み  
たいということを考えますと、この人数で実施させていただければと思っているところでござ  
います。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 2番東君。

○2番（東 信介君） 今回は本当に1億円近い、新型コロナの影響に対する対策、本当に素早い  
対策をありがとうございます。今回の政策で、町のやる気もすごい見えたと思います。

何点か、ちょっと細かいことなんですけどお聞きしたいです。

商工費の中の商品券ですか、これ小規模事業者で使えるという規定でやられることやと思う  
んですけど、以前のプレミアム商品券の中で、小規模事業者というか商店主さんとかが、どう  
もスーパーやドラッグストアで使うんで、うちのほうは全然プレミアム商品券回ってきてない  
よというお声をよく聞くんで、この辺の線引きはどないなってるんかというのと、もう一点  
は観光対策のほうの3,000円のクーポン、これは宿泊にも充当できるんやと思うんですけど、  
この商品券の2,000円のほう、これは宿泊費にも使えるのか。町なかで使ってくださいという  
ことの趣旨らしいですけど、これは宿泊施設の中の例えば商店とかでも使えるんか、その辺の  
線引きはどんなになっていますか。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） お答えいたします。

小規模事業者の範囲でございますけども、今回の対象といたしましては大型店舗であったり  
コンビニエンスストアっていうのは対象外にしたいと考えているところでございます。

それと、宿泊クーポンと商品券のセットのほうの商品券についてでございますが、基本的  
には宿泊所では使えない、宿泊料金としては使えないものと考えているところでございます。

もう一点が、ホテル内に入られている店主さんというんですかね、というところでは当然小  
規模事業者になるのかなと思っておりますので、利用していただければと思っているところ  
でございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はございませんか。

6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） 少し、1点だけお尋ねいたします。

この商工費と商品券と宿泊施設に対して観光振興費のほうですね、一般質問でもさせていただきましたが、やっぱり勝浦っていうのは観光立町ということで、これが今回は経済対策と誘客の両方でやって緊急に対応していくとおっしゃった中で、半分半分の予算ということで、その辺だけ町長に、これからまたずっと観光客が落ち込んで、この危機になって本当にどん底までいってる中で、やっぱりインパクトあるぐらいの施策っちゅうか。早急な対応はありがたいんですけども、町民に対して、これもわかるんですけども、観光振興をこれから立て直すに当たってこれだけの予算という、もっととれないのかとか、いろんな意見も出てくると思うんですが、その辺だけ町長にお尋ねいたします。

○議長（荒尾典男君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 緊急経済対策でございます。これの対策がベストかと言われると、決してベストではないと思います。予算に限りがなく、できるものがあればもっともっとというようなことはあるかもしれません。今後、経済の落ち込みであったりいろんな国の施策も含めて、なるべく有利な形でこちらのほうへ呼び込むような形も考えていきたいと思っています。ですから、特に終息後の関係につきましては、本当にまだちょっと時間がかかると思います。国の施策も見えてくると思いますし、今後の落ち込みかげんの時を見ながら、その都度ちょっと判断をさせていただくべきかなと考えてございます。

本当に財政的には厳しいと議員もおっしゃられてましたが、その中で何とかやりくりをしながらというふうなことで今回緊急対策をお願いするわけでございますが、今後の動向を見ながら経済対策もいろんな形で考えていく必要があるんじゃないかな。これだけで終わるとか、そういうことは思っておりません。どんな施策があるのかも含めて検討してまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第31号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第29号 町道の路線認定について（総務経済常任委員会審査報告）

日程第3 議案第30号 町道の路線認定について（総務経済常任委員会審査報告）

○議長（荒尾典男君） 日程第2、議案第29号町道の路線認定について（総務経済常任委員会審査報告）及び日程第3、議案第30号町道の路線認定について（総務経済常任委員会審査報告）を一括上程議題とします。

総務経済常任委員長からお手元に配付のとおり議案審査報告書が議長宛てに届いておりますので、局長から朗読させます。

局長。

○事務局長（網野宏行君）

〔議案審査報告書朗読〕

○議長（荒尾典男君） 本件について委員長の報告を求めます。

12番亀井君。

○総務経済常任委員長（亀井二三男君） 総務経済常任委員会審査報告を行います。

3月13日に議案第29号、議案第30号について現地視察を行いました。委員6名全員と担当課です。

その結果、両議案とも可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 委員長に対して一括して質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第29号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第29号について委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

議案第30号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第30号について委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 意見書第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

○議長（荒尾典男君） 日程第4、意見書第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）を議題とします。

お手元に配付のとおり意見書（案）が議長宛てに提出されておりますので、局長から朗読させます。

局長網野君。

○事務局長（網野宏行君）

〔意見書第1号朗読〕

○議長（荒尾典男君） 提案理由の説明を求めます。

12番亀井君。

○総務経済常任委員長（亀井二三男君） 提案理由を申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど局長が朗読しました意見書（案）とほぼ同じものであります。

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところであります。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また森林管理の放置による森林の荒廃やたび重なる豪雨、地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面しております。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月末を持って失効することになりますが、過疎地域が果たしている多面的、公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地



域に対して総合的かつ積極的な支援を充実強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立、推進することが重要であります。よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望するものであります。

以上の理由により意見書（案）を提出するものであります。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

意見書第1号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 委員会所管事務調査継続調査要求

○議長（荒尾典男君） 日程第5、委員会所管事務調査継続調査要求を議題とします。

総務経済、教育厚生各常任委員長及び議会運営委員長から、その所管事務について引き続き調査研究を行う必要があるため、次の定例会までの継続調査の申し出が議長宛てに届いております。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、次の定例会までの継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、各委員長から申し出のとおり、次の定例会までの継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 閉会中の継続調査要求

○議長（荒尾典男君） 日程第6、閉会中の継続調査要求を議題とします。

議会広報編集委員長から、議会広報編集事務について閉会中も引き続き調査を行う必要があ

るため、次の定例会までの継続調査の申し出が議長宛てに届いております。

お諮りします。

議会広報編集委員長から申し出のとおり、次の定例会までの継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、議会広報編集委員長から申し出のとおり、次の定例会までの継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

閉会中の議会で議長及び議員が調査、会議等で必要な出張については議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、閉会中の議会で議長及び議員が調査、会議等で必要な出張については議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本定例会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第1回那智勝浦町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時53分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 令和2年第1回定例会閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本年は、新型コロナウイルスの感染により全世界が大変な状況の中、本町においても主産業である観光はもちろん商業等全ての経済に重大な影響が出ている中での議会となりましたが、追加議案の補正予算第1号、それぞれの議案に真剣に取り組み、全ての議案を議了することができました。勝浦の経済が発展すること、そして議員各位ほか皆様方の健康と今後の活躍を祈念いたしまして閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 閉会に当たりに一言御挨拶申し上げます。

去る3月9日に開会をいたしました第1回定例会におきまして、議員の皆様方には慎重なる御審議を賜り、感謝申し上げます。

本議会におきまして、令和2年度当初予算、令和2年度補正予算を初め、上程された全案件

を御可決賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。補正予算による新型コロナウイルス感染症への緊急の経済対策を進め、国、県の動向を見きわめながら、終息後の対策も実施してまいりたいと考えてございます。

今議会の冒頭にも申し上げましたが、住民生活と地域経済への影響を最小限にするため尽力してまいります。そして、頂戴いたしました御意見、御提言を鋭意検討をし、町政に反映させるよう努めてまいる所存でございますので、議員の皆様におかれましても御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

令和 年 月 日

那智勝浦町議会 議長 荒尾典男

那智勝浦町議会副議長 左近 誠

会議録署名議員 森本隆夫

会議録署名議員 亀井二三男